

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化対策

民生安定化対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第1節」を準用する。

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

融資・貸付その他資金等による支援計画については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第2節」を準用する。

第3節 公共施設等災害復旧対策

公共施設等災害復旧対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第3節」中「地震」とあるのは「地震又は津波」と読み替えるものとする。

第4節 災害復興対策

災害復興対策については、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第4節」を準用する。

この場合において、「新潟県地域防災計画 震災対策編 第4章第4節」中「避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等」とあるのは「浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画の策定や、できるだけ短時間で避難が可能となるよう避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段等の避難関連施設を都市計画と連携して計画的に整備すること等」と読み替える。

また、次に掲げる事項を『4防災まちづくり』に加える。

県及び市町村は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用制限や建築制限等を行うことについても検討する。